

「運航規程審査要領細則」の一部改正に関する意見公募の結果について

令和7年11月28日
＜問い合わせ先＞
航空局安全部
安全政策課
TEL：03-5253-8111（代表）
（内線50123）

国土交通省は、令和7年10月27日から令和7年11月25日まで、「運航規程審査要領細則」の一部改正に関する意見募集を行いました。

その結果、本件に関して3件のご意見が寄せられました。

お寄せ頂いたご意見及びそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力を深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

	提出されたご意見	国土交通省の考え方	案の修正 有無
1	<p>1. 経過措置期間の延長に関する要望</p> <p>SCR (Sterile Cockpit Rule) に係る事項について、現在、公布後3か月の経過措置(令和8年2月28日期限)が設けられておりますが、これを4か月間(令和8年3月31日期限)へ延長していただくことをご検討いただきたく、お願い申し上げます。</p> <p>2. 延長を要望する理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 並行する運航規程改訂案件への対応： 弊社では本改正と同時期に、他の重要案件に係るOM改訂作業に複数対応しております。 限られた期間内での複数案件対応による業務集中を避け、今回の改訂内容を確実に、かつ質の高い状態で社内に反映させるために、猶予期間の延長をお願いする次第です。 ・ 社内調整期間の確保： SCRに関する規定内容は、現行のOMにおいて明文化されていない新規事項が含まれるため、規定内容の策定及び適切な記載について、社内の関係各部署との綿密な調整に時間を要します。 ・ 規定の周知徹底に必要な期間： 改訂された規定内容を現場に徹底するための準備、及び関係社員への周知に必要な期間を十分に確保したいと考えております。 	<p>御社における社内における調整や周知徹底に要する期間は重要であるものの、新たに導入する制度は滑走路上の安全の推進に重要であることから現行のままとさせていただきます。</p>	無

2	<p>第2章 11-5 「(1) 航空機乗組員は安全運航に必要な行為により、安全運航に係る業務を妨げないこと。また、機長は、安全運航に必要な行為を許可しないこと。」の一文について。改定案にある表現でよいと考えておりますが、ここでいう「機長が許可をしない対象者」はどの範囲までなのでしょうか。</p> <p>「その他の航空機乗組員及び操縦室内に立ち入っている航空機乗組員以外の者」という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりとなります。</p>	<p>無</p>
3	<p>第2章 11-5 「地上走行、離陸、着陸及び高度 10,000 フィート以下の飛行（巡航する場合を除く。）で安全運航において重要な段階（以下「クリティカルフェーズ」という。）において、」について。弊社およびグループ会社では、クリティカルフェーズの運用は従前より行っています。ただし、正確に高度を把握できない客室乗務員や地上運航従事者がクリティカルフェーズを把握する手法として、10000ft と同等と考える離陸からの、または着陸までの「時間」での運用を行っていますが、本改正後もその運用は継続可能でしょうか。</p>	<p>今般導入しようとする新たな制度の趣旨を踏まえると、必ずしも厳密に高度 10,000 フィートをクリティカルフェーズの基準値として順守することをもとめるものではなく、クリティカルフェーズを把握するため、これまでの実績から同等とみなすことのできるブロックアウトからの時間やブロックインまでの時間を使用することは支障ございません。</p>	<p>無</p>

以上